資料７

岩手県がん対策推進協議会　設置要綱

（設置）

第１　本県におけるがん医療の均てん及び水準の向上を図ることを目的として、「岩手県がん対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　岩手県がん対策推進計画の策定、推進等に関すること。

(2)　その他本県におけるがん医療の均てん及び水準の向上に関し、必要な事項に関すること。

（組織等）

第３　協議会は、岩手県知事（以下「知事」という。）が委嘱する委員 20 人以内をもって構成する。

２　協議会に会長及び副会長を置く。

３　会長は、委員の中から互選するものとし、副会長は会長が指名するものとする。

４　会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第３の２　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は妨げないものとする。

（会議）

第４　協議会は、必要に応じて知事が招集する。

２　知事は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第５　本協議会の庶務は岩手県保健福祉部健康国保課及び医療政策室、岩手県教育委員会事務局保健体育課の共管として処理する。

（その他）

第６　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則　この要綱は平成 19 年９月 27 日から施行する。

附　則　この要綱は、平成 21 年２月 19 日から施行する。ただし、この要綱改正時において委員にある者の任期は、要綱３の２第１項の規定にかかわらず平成 23 年３月 31 日までとする。

附　則　この要綱は平成 21 年７月１日から施行する。

附　則　この要綱は平成 22 年 11 月２日から施行する。

附　則　この要綱は、平成 24 年２月 14 日から施行する。ただし、この要綱改正時において委員にある者の任期は、要綱３の２第１項の規定にかかわらず平成 25 年３月 31 日までとする。

附　則　この要綱は平成 26 年６月 19 日から施行する。

附　則　この要綱は、平成 29 年６月 22 日から施行する。ただし、この要綱改正時において委員にある者の任期は、要綱３の２第１項の規定にかかわらず平成 30 年３月 31 日までとする。